

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
（当の翌日）

目次

◇告示 町等の区域の変更（市町村振興課）
保険医療機関の指定（保険課）

土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）

県営土地改良事業計画の決定（七件）（〃）

県営土地改良事業計画の変更（三件）（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告示

鳥取県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十四条後段の規定による米子市福原土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成五年十一月十八日現在の地番による。）

東福原字大向大境

東福原字大向大境のうち一〇五八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

東福原字北原ノ一 一〇六四の一、一〇六四の四、一〇六五、一〇六六、一〇六七の一部、一〇七三の一の一部、一〇七三の五、一〇七四の一の一部、一〇七四の四、一〇七四の六、一〇七四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地上福原字下大境一七〇五の一部、一七〇九の一の一部、一七〇九の二の一部、一七一四の一、一七一四の二の一部、一七一四の三の一部、一七一五の三の一部、一七一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

東福原字北原ノ一

東福原字北原ノ一のうち一〇六四の一、一〇六四の四、一〇六五、一〇六六、一〇六七の一部、一〇七三の一の一部、一〇七三の五、一〇七四の一の一部、一〇七四の四、一〇七四の六、一〇七四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地

有地以外の区域
 東福原字北原ノ八 一二四四の一、一二四五の一、一二四五の二及びこれらと一体をなす国有地
 上福原字下大境一七一五の第一の一部、一七一五の二の一部、一七一五の四の一部、一七一五の五の一部、一七一六の二の一部、一七一六の三の一部、一七一六の四の一部、一七一六の五、一七一六の六、一七一九の一の一部、一七二〇の一、一七二〇の二から一七三〇の四までの二部及びこれらと一体をなす国有地

東福原字北原ノ八のうち一二四四の一、一二四五の一、一二四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 上福原字下大境一七一九の三の一部及びこれと一体をなす国有地

東福原字大向大境一〇五八の一部及びこれと一体をなす国有地
 上福原字下大境のうち一七〇五の一部、一七〇九の一の一部、一七〇九の二の一部、一七一四の一、一七一四の二の一部、一七一四の三の一部、一七一五の第一の一部、一七一五の二から一七一五の五までの一部、一七一六の二から一七一六の四までの一部、一七一六の五、一七一六の六、一七一九の一の一部、一七一九の三の一部、一七二〇の一、一七二〇の二から一七二〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百一十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成六年二月一日
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三―一二	〃
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三五	〃
フェライト米里診療所	鳥取市南栄町七〇―一二	平成六年二月十五日
菊川医院診療所	八頭郡佐治村大字余戸一七一―二五	〃
池畑歯科医院	米子市茶町七三	平成六年二月十六日
都田医院	米子市紺屋町一三六―三	平成六年二月二十二日

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 寿 気高郡青谷町大字河原二七二

山本文夫 気高郡青谷町大字飯里一一三

長谷川二郎 気高郡青谷町大字河原四三一

長谷川健介 気高郡青谷町大字河原九六二―一三

飯田伊知郎 気高郡鹿野町大字中園一八三

秋吉至 気高郡青谷町大字河原八一三

中原和則 気高郡青谷町大字河原二八二

監事 秋吉有信 気高郡青谷町大字河原三八七―二

田中敏明 気高郡青谷町大字上原一六三

平成五年十二月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 寿 気高郡青谷町大字河原二七二

山本文夫 気高郡青谷町大字飯里一一三

長谷川二郎 気高郡青谷町大字河原四三一

秋吉 至 気高郡青谷町大字河原八一三

飯田伊知郎 気高郡鹿野町大字中園一八三

中原和則 気高郡青谷町大字河原二八二

前田保幸 気高郡青谷町大字河原八〇九

監事 秋吉有信 気高郡青谷町大字河原三八七―二

大口 学 気高郡青谷町大字奥崎四七

平成五年十二月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中村卓朗 西伯郡会見町高姫七三四

齋鹿哲夫 西伯郡会見町浅井四五五

大田 薫 西伯郡会見町岬一六九

潮 一男 西伯郡会見町天萬三一七―一

三 鴨 秀利 西伯郡会見町天萬一二三三四

前田誠治 西伯郡会見町寺内二八四

“ 加藤 正己 西伯郡会見町宮前三六八
 “ 新井 鹿藏 西伯郡会見町宮前二〇四
 “ 小林 弘明 西伯郡会見町田住四三二
 “ 岩田 茂光 西伯郡会見町諸木七八
 “ 盤指 敏詮 西伯郡会見町御内谷九八
 “ 頼田 良二朗 西伯郡会見町金田五一四一
 “ 大江 文彌 西伯郡会見町市山三六一
 “ 赤井 竹章 西伯郡会見町朝金七五二
 “ 長谷川 正吉 米子市青木五八六
 “ 武本 忠 米子市上安曇四七二
 “ 宅野 亮介 米子市大袋三二九
 “ 宮倉 暹 西伯郡西伯町大字境六四七一一
 “ 田子 兵衛門 西伯郡西伯町大字境二四九
 “ 佐伯 豊重 西伯郡西伯町大字福成一〇三
 “ 宮倉 文治 西伯郡西伯町大字境九四九
 “ 岩田 豊 西伯郡会見町諸木三〇七
 “ 赤井 進 西伯郡会見町井上六八三
 “ 香田 賢二 米子市下安曇一八七
 平成六年一月二十六日退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 中村 卓朗 西伯郡会見町高姫七三四
 “ 潮 一男 西伯郡会見町天萬三一七一
 “ 三嶋 秀利 西伯郡会見町天萬一二三四

“ 古木 栄次郎 西伯郡会見町三崎一一四一二
 “ 内田 茂 西伯郡会見町寺内三六六
 “ 加藤 正己 西伯郡会見町宮前三六八
 “ 新井 鹿藏 西伯郡会見町宮前二〇四
 “ 小林 弘明 西伯郡会見町田住四三二
 “ 岩田 新 西伯郡会見町諸木六二
 “ 齋 鹿 哲夫 西伯郡会見町浅井四五五
 “ 盤指 敏詮 西伯郡会見町御内谷九八
 “ 頼田 良二朗 西伯郡会見町朝金七五二
 “ 大江 文彌 西伯郡会見町市山三六一
 “ 赤井 竹章 西伯郡会見町朝金七五二
 “ 長谷川 正吉 米子市青木五八六
 “ 田子 良雄 米子市上安曇三六一
 “ 鷺 見 襄二 米子市大袋三七二
 “ 宮倉 暹 西伯郡西伯町大字境六四七一一
 “ 田子 兵衛門 西伯郡西伯町大字境二四九
 “ 佐伯 豊重 西伯郡西伯町大字福成一〇三
 “ 宮倉 文治 西伯郡西伯町大字境九四九
 “ 岩田 豊 西伯郡会見町諸木三〇七
 “ 赤井 進 西伯郡会見町井上六八三
 “ 香田 賢二 米子市下安曇一八七
 平成六年一月二十七日就任
 任期四年

鳥取県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（ふるさと・水と土保全モデル事業和奈見地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業関金地区農

道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業泊地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業越敷野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業逢坂地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業三田地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業殿地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申

し立てること。

鳥取県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業福部地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小竹地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業天津地区暗きよ排水、農業用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年二月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場及び会見町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
若桜町 農林業地域改善対策事業高野二地区区画整理		平成四年三月二十五日

鳥取県告示第百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
大栄町
- 二 事業の種類
大栄町体験学習施設建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 東伯郡大栄町大字由良宿字東外ヶ浜地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡大栄町大字由良宿四二三一一
大栄町役場

鳥取県告示第百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市福原土地区画整理組合から米子市福原土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一日時 平成六年二月二十四日（木） 午後二時
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 平成六年度教育行政施策について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ミラクルマン	パルホン工業株式会社
〃	CRミラクルマン	〃
〃	フューチャーボーイ フルI	株式会社三共
回胴式遊技機	ジャックポットIII	株式会社地球社